



熊本県公報

第 1 2 3 8 1 号

平成 27 年 1 月 6 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の指定…………… (//) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の事業の廃止…………… (//) 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関の事業の休止…………… (//) 3
- 定数漁業の許可申請期間…………… (水産振興課) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 5
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 5
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 5
- 道路の区域変更…………… (//) 6
- 道路の供用開始…………… (//) 6

公 告

- 八代都市計画ごみ焼却場の変更 (八代市決定) …… (都市計画課) 6
- 八代都市計画下水道の変更 (八代市決定) …… (//) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 6
- 道路の位置指定…………… (建築課) 7

登 載 依 頼

- 熊本県社会福祉審議会の開催…………… (社会福祉審議会) 7

告 示

熊本県告示第 1 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。
平成 27 年 1 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人社団大徳会 阿蘇市一の宮町宮地 5 8 3 3 番地	医療法人社団大徳会 大阿蘇病院 阿蘇市一の宮町宮地 5 8 3 3 番地	平成 26 年 1 1 月 1 3 日

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人社団大徳会 阿蘇市一の宮町宮地 5 8 3 3 番地	大阿蘇病院 グループホーム さくら苑 阿蘇市一の宮町宮地 5 8 6 3 番地の 1	平成 26 年 1 1 月 1 3 日

熊本県告示第 2 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 27 年 1 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社ひまわり薬局 天草市本町下河内875-4	ひまわり薬局 天草市本町下河内875-4	平成26年11月20日
株式会社メディスン 熊本市南区出仲間一丁目3番1-201	こじか薬局 山鹿市方保田3646-4	平成26年8月11日

(通所リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人蘇春堂 人吉市上青井町176	人吉中央温泉病院 人吉市上青井町170番地1	平成26年9月1日

(小規模多機能型居宅介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人愛隣園 山鹿市津留1910番地1	彦岳ビュー愛隣の家小規模多機能型居宅介護事業所 山鹿市津留馬場東2060番地2	平成26年11月1日

(介護予防訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人蘇春堂 人吉市上青井町176	人吉中央温泉病院 人吉市上青井町170番地1	平成26年9月1日

(介護予防訪問リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人蘇春堂 人吉市上青井町176	人吉中央温泉病院 人吉市上青井町170番地1	平成26年9月1日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人蘇春堂 人吉市上青井町176	人吉中央温泉病院 人吉市上青井町170番地1	平成26年9月1日
株式会社メディスン 熊本市南区出仲間一丁目3番1-201	こじか薬局 山鹿市方保田3646-4	平成26年8月11日

(介護予防通所リハビリテーション)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人蘇春堂 人吉市上青井町176	人吉中央温泉病院 人吉市上青井町170番地1	平成26年9月1日

(介護予防短期入所療養介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人蘇春堂 人吉市上青井町176	人吉中央温泉病院 人吉市上青井町170番地1	平成26年9月1日

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人愛隣園 山鹿市津留1910番地1	彦岳ビュー愛隣の家小規模多機能型居宅介護事業所	平成26年11月1日

	山鹿市津留馬場東2060番地 2	
--	---------------------	--

熊本県告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるもの場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年1月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

（訪問看護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
医療法人社団坂梨会 阿蘇市内牧1153-1	阿蘇温泉病院 阿蘇市内牧1153-1	平成26年8月31日

（短期入所療養介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
医療法人親仁会 福岡県大牟田市大字歴木4の65	さかき診療所 玉名郡南関町大字上長田638-1	平成26年7月31日

（福祉用具貸与）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社安民堂 人吉市大工町1	安民堂指定福祉用具貸与事業所 人吉市大工町1	平成26年10月31日

（介護予防福祉用具貸与）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社安民堂 人吉市大工町1	安民堂指定福祉用具貸与事業所 人吉市大工町1	平成26年10月31日

（介護療養型医療施設）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
医療法人親仁会 福岡県大牟田市大字歴木4の65	さかき診療所 玉名郡南関町大字上長田638-1	平成26年7月31日

（居宅介護支援事業者）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
医療法人春水会 山鹿市山鹿1540番地	山鹿中央指定居宅介護支援事業所 山鹿市山鹿1554番地	平成26年8月31日

熊本県告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合も含む。）の規定により次の指定介護機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合も含む。）の規定により告示する。

平成27年1月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	休止年月日
株式会社レジデンスペリア二友 荒尾市上平山439番地1	ヘルパーステーション くわの実 荒尾市上平山439番地1	平成26年9月15日
社会福祉法人八代市社会福祉協議会 八代市本町一丁目9番14号	八代市社協ほほえみ坂本 八代市坂本町荒瀬1307番地	平成26年9月30日
社会福祉法人共成舎 球磨郡あさぎり町上西835	鐘ヶ丘訪問介護センター 球磨郡あさぎり町上西835	平成26年10月31日

(介護予防訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	休止年月日
株式会社レジデンスペリア二友 荒尾市上平山439番地1	ヘルパーステーション くわの実 荒尾市上平山439番地1	平成26年9月15日
社会福祉法人八代市社会福祉協議会 八代市本町一丁目9番14号	八代市社協ほほえみ坂本 八代市坂本町荒瀬1307番地	平成26年9月30日
社会福祉法人共成舎 球磨郡あさぎり町上西835	鐘ヶ丘訪問介護センター 球磨郡あさぎり町上西835	平成26年10月31日

(居宅介護支援事業者)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	休止年月日
玉名農業協同組合 玉名市六田7番1	J Aたまな居宅介護支援事業所 玉名市山田2137-1	平成26年9月7日

熊本県告示第5号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	中目流し網漁業	不知火海

2 申請期間

平成27年1月6日から平成27年1月13日まで

熊本県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 山鹿市鹿北町四丁字高野61番1、61番2、62番、63番、64番1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字高野62番・63番・64番1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町三野字城山270番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2)立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町三野字金山889番、890番、891番1、911番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字金山890番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年1月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	五木多良木線	球磨郡多良木町大字黒肥地字蓑田	前	1.4 ～ 2.6	32.6	単県側溝
		同所 4355番1地先まで	後	1.9 ～ 4.0		

- 2 区域を変更する期日 平成27年1月6日

熊本県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年1月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字岩城字大戸 3029番1地先から 同所 3031番地先まで	前	20.6 ～ 35.0	20.0	単道施
			後	20.7 ～ 37.0		

2 区域を変更する期日 平成27年1月6日

熊本県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年1月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	原植木線	菊池市泗水町永字前畑 964番1地先から 同所 969番地先まで	121.4	防交 安 （交 通 安 全）

2 供用を開始する期日 平成27年1月7日

公 告

熊本県公告第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により八代市から八代都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により八代市から八代都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第3号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス荒尾川登店
荒尾市川登字新屋敷1923番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年8月19日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,199平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北側及び東側 57台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側 16台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 65平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内西側 9立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地北東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成26年12月18日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部玉名地域振興局総務振興課
平成27年1月6日から平成27年5月6日まで

熊本県公告第4号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成27年1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市東区東野一丁目15番18号
- 2 築造者の氏名 株式会社みた商事
- 3 道路の位置 上益城郡益城町大字広崎字葉山940番1、同941番1及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.53メートルから4.54メートルまで
- 5 道路の延長 24.58メートル
- 6 指定年月日 平成26年12月10日
- 7 指定番号 熊本県指令上益城景建第50号

登載依頼

熊本県社会福祉審議会公告第4号

熊本県社会福祉審議会の会議を次のとおり開催する。
平成27年1月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 日時
平成27年1月13日（火）午後3時から
- 2 場所
熊本県庁行政棟本館10階 1002会議室
（熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）
- 3 議題

- (1) 各専門分科会の開催状況等について
 - (2) 幸せ実感くまもと4カ年戦略の取組状況（社会福祉分野）について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
審議会の会議は、原則公開とし、傍聴手続きの概要は次のとおりとする。ただし、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、会議を非公開とすることもある。
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県社会福祉審議会事務局（熊本県健康福祉部健康福祉政策課内）
（電話096-333-2193）